

2019年9月13日
エール少額短期保険株式会社

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

2019年 台風15号により、被害を受けられた方々に心からお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、保険料のお支払いに一定期間の猶予措置を設ける等の特別措置を実施しております。

これらの措置の適用をご希望されるご契約者様は、下記の担当窓口までお問い合わせ頂きますようお願い申し上げます。

担当窓口：0120-888-727 平日 9:00~17:00（土日祝日・年末年始除く）

事故受付：0120-000-455 平日 9:00~17:00（土日祝日・年末年始除く）

今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

災害救助法 適用市町村	法適用日	備考
【千葉県】 千葉市中央区、千葉市花見川区、 千葉市稲毛区、千葉市若葉区、千 葉市緑区、銚子市、館山市、木更津 市、茂原市、成田市、佐倉市、東金 市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川 市、君津市、富津市、四街道市、 袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里 市、南房総市、匝瑳市、香取市、山 武市、いすみ市、大網白里市、印旛 郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡 神崎町、香取郡多古町、香取郡東	2019年9月9日	2019年 台風第15号の影響 により停電が発生し、多数 の者が生命又は身体に危害 を受け、又は受けるおそれ が生じており、継続的に救 助を必要としている。 ※災害救助法施行令第1条第1 項第4号適用

庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町		
---	--	--

以上